

旧特例市制度について

1. 概要

- 中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務を除き、特例市に対して移譲するものである。

2. 要件

- 人口20万以上

3. 手続

- 政令で指定
- 総務大臣は、特例市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、市からの申し出に基づき、これを行う。
- ただし、市は、あらかじめ、市の議会の議決を経て、都道府県の同意（都道府県の議会の議決が必要）を得なければならない。

4. 処理する事務の例

- 環境保全行政に関する事務
 - ・一般粉じん発生施設の設置の届出受理等
 - ・汚水又は廃液を排出する施設の届出等の処理、計画変更命令、常時監視等、公表、報告徴集等
 - ・土壌の汚染状況の調査命令、指定区域の指定等
- 都市計画等に関する事務
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・宅地造成工事規制区域の指定、宅地造成工事の許可、規制区域内の所有者等への勧告等
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査等

5. その他

- 特例市制度は、平成12年4月1日から施行、平成27年4月1日の改正地方自治法の施行により、施行の日から起算して5年を経過するまでの間（令和2年3月31日まで）は、人口20万未満であっても、中核市として指定することができるとする経過措置を設けた上で、廃止
- 特例市制度廃止の際、現に特例市である市（以下、「施行時特例市」という。）は特例市としての事務を引き続き処理する。
- 令和5年4月1日現在の施行時特例市の数は、23市